# 九州防衛局からのお知らせ

## 飛行場周辺における住宅防音工事で設置した防音建具の取り替え 工事の希望届の受付について

国は、住宅防音工事で外部開口部に設置した防音建具(防音サッシ)について、その機能の全部又は一部を保持していない場合、これまでは80W以上の区域において希望届を受け付け、その取り替え費用を補助していましたが、平成25年12月27日から、75W以上の区域において希望届を受付けることとしました。

#### ○ 希望届を受付ける補助対象区域

75W以上の区域(80W以上の区域は、従来どおり受付けています。)です。 ただし、住宅防音工事実施後、増改築や模様替えにより防音区画が損なわれている場合など、補助の 対象とならないことがありますので、ご注意ください。

- ※ なお、希望者が多い場合は、工事の実施まで時間がかかります。
- 〇 対象飛行場

芦屋飛行場、築城飛行場、目逹原飛行場、新田原飛行場、鹿屋飛行場

#### 〇 希望届の提出方法

所定の「住宅防音工事希望届」用紙に必要事項を記入の上、郵送にて九州防衛局に提出してください。 用紙は、当局で配布しているほか、当局ホームページ(<a href="http://www.mod.go.jp/rdb/kyushu/">http://www.mod.go.jp/rdb/kyushu/</a>) からも入手することができます。

※ 飛行場周辺の住宅防音工事全般に関しては、当局のホームページに概要を掲載しておりますので、ご参照ください。

#### 【問い合わせ先】

**T812-0013** 

福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号

福岡第二合同庁舎

九州防衛局 企画部 防音対策課

Tel: 092-483-8824

### 住宅防音工事に関するご注意

- 一部工事請負業者による悪質(強引、巧妙)な勧誘が行われている、との苦情が寄せられています。国が工事請負業者に勧誘を依頼することはありませんので、ご注意ください。
- 工事請負業者との契約は、補助金の交付決定後に行っていただきますので、急いで工事 請負業者を選ぶ必要はありません。